

第5期嬉野市農業委員会
第35回定例総会議事録

令和3年6月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第35回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	久間二本松 外1筆 田を畑に転換	R3.6.2	了承
	2	馬場下宮ノ下 田の嵩上げ	R3.6.2	了承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間八幡竈 外1筆 賃借権	R3.6.2	承認
	2	久間丹生野 賃借権	R3.6.2	承認
	3	久間八幡竈 外1筆 賃借権	R3.6.2	承認
	4	久間山ノ神 外2筆 使用貸借権	R3.6.2	承認
	5	久間八幡竈 使用貸借権	R3.6.2	承認
	6	久間丹生野 使用貸借権	R3.6.2	承認
	7	谷所永石 外2筆 賃借権	R3.6.2	承認
	8	谷所永石 賃借権	R3.6.2	承認
	9	谷所三本杉 外1筆 賃借権	R3.6.2	承認
	10	下宿二本松 賃借権	R3.6.2	承認
	11	下宿二本松 外1筆 賃借権	R3.6.2	承認
	12	馬場下宮ノ下 賃借権	R3.6.2	承認
	13	馬場下宮ノ下 賃借権	R3.6.2	承認
	14	久間八幡竈 賃借権	R3.6.2	承認
	15	久間八幡竈 賃借権	R3.6.2	承認
	16	久間八幡竈 賃借権	R3.6.2	承認
	17	吉田松小平 外1筆 使用貸借権	R3.6.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		所有権の移転		
	1	大草野平石 あっせん	R3.6.2	承認

	2	下野一本松二 あっせん	R3.6.2	承認
		利用権設定		
	塩 1~26	谷所桂尾谷 外 6 2 筆 賃借権・使用貸借権	R3.6.2	承認
	嬉 1~9	下野一本杉三 外 1 4 筆 使用貸借権・賃借権	R3.6.2	承認
		移転・転貸		
	1	大草野場内 使用貸借権	R3.6.2	承認
		利用権設定（農地中間管理機構）		
	市 1~4	谷所二本柳 外 3 筆 賃借権	R3.6.2	承認
議案第 3 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	下野一本松一 外 1 筆 売買	R3.6.2	許可
	2	大草野邦 贈与	R3.6.2	許可
	3	馬場下高月 贈与	R3.6.2	許可
	4	谷所一本柳 外 6 筆 売買	R3.6.2	許可
	5	吉田松小平 売買	R3.6.2	許可
	6	吉田松小平 外 8 筆 売買	R3.6.2	許可
	7	下野一本松一 売買	R3.6.2	許可
議案第 4 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	五町田千堂 外 1 筆 公衆用道路	R3.6.2	承認
	2	五町田千堂 一般住宅	R3.6.2	承認
	3	五町田千堂 外 1 筆 一般住宅	R3.6.2	承認
	4	五町田千堂 外 1 筆 一般住宅	R3.6.2	承認
	5	五町田千堂 一般住宅	R3.6.2	承認
	6	下宿四郎ヶ谷 外 2 筆 残土捨場	R3.6.2	承認
	7	下宿一本杉 外 1 筆 宅地分譲	R3.6.2	承認
	8	下宿第七区画整理 一般住宅	R3.6.2	承認
	9	吉田大久保 資材置場	R3.6.2	承認

	10	岩屋川内芋漬川 太陽光発電設備設置	R3.6.2	承認
--	----	-------------------	--------	----

第5期嬉野市農業委員会第35回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 6月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館（塩田庁舎前） 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 6月2日 午後1時28分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 6月2日 午後2時35分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	憲章朗読 議事録署名
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主査	永田 良子
農業政策課副課長	小原 和子		

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

この件について、原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
減反が始まってから、作っていない農地で、降りるのも勾配がきつく、今回
田を畑に代えるとのこと。よろしくお願いします。

議 長

続いて、5月28日に第4班、第1Gr で実施した事前審査の結果について、
山口 智佐代 委員、班長として報告をお願いします。

班 長

4班G、会長、事務局の皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。
原田委員がおっしゃられたとおり、別に問題ないと思います。あとは、野菜を
植えられるそうです。よろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願
いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手です。よって、農地等形状変更届出について、整理番号1番について
は、全員了承です。

議 長

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

申請人は、宮ノ元の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 宮ノ下 ○○○番地

地目は田、面積は834㎡です。

理由は、田の嵩上げし、田を畑に転換です。塩田小学校の学習のため、田を嵩
上げし、野菜等を栽培するため ということです。

隣接は、東は学校敷地、西は雑種地、南は宅地、北は里道 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

今事務局から説明があったとおりでございますが、元々ここは、法人馬場下の
地区であり、年間通して、排水がきかなく見てもらえばわかるように水がたま
っている状態です。作物はどうても出来ないところで、そういう中で学校の方
から学習田がほしいと話がありましたので、ここを地権者の栗原さんに相談し
たところ快く引き受けてくれましたので、ここを盛り土して畑になすというこ
とでございます。応援は塩田のコミュニティから管理作業をするということ
です。以上です。審議の程よろしくお願いします。

議 長

事前審査の結果について、山口智佐代 委員、班長として報告をお願いします。

班 長

地域のコミュニティの方が主になって管理なさると言うことで、素晴らしい
ことだと思います。森委員さんが言われたとおりで問題ないと思います。よろ
しくお願いします。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

売り手人は、佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様

買い手人は、下野の ○○○○ 様

所在地は、大字下野 一本松二 ○○○番

地目は田、面積は849㎡です。

所有権の移転の種類は、あっせんで、利用目的は、米です。

対価としましては、反当たり489,000円、全体で415,000円です。

以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、別添の表2ページから4ページ、利用権設定塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から26番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページから4ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から26番までについて です。

貸し手人は 山口の ○○○○ 様、外23名様、

借り手人は 殿ノ木庭の ○○○○ 様、外15名様です。

所在地は、大字谷所 桂尾谷 ○○○番 外62筆、
地目は田と畑で、田の面積の合計が46,556㎡、
畑の面積合計は6,901㎡、田畑合計で53,457㎡です。
利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は1年から10年で、
再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、塩田町の分整理番号1番から26番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から26番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について
塩田町の分整理番号1番から26番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、別添の表5ページ、利用権設定について嬉野町の方です。お諮りします。利用権設定嬉野町の方整理番号1番から9番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から9番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表5ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から9番についてです。

貸し手人は みやき町の ○○○○ 様 外7名様、

借り手人は 下吉田の ○○○○ 様 外7名様です。

所在地は、大字下野 一本杉三 ○○○番 外14筆、

地目はすべて田、面積の合計が25,419㎡です。

利用権は、使用貸借権と賃借権、期間は1年から8年で、すべて再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、嬉野町の方整理番号1番から9番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の方整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から9番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表6ページ、利用権の移転、転貸について 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表6ページをご覧ください。

利用権の移転、転貸について 整理番号1番です。

貸し手人は 鍋野の ○○○○ 様、

これまでの借り手人は 万才の ○○○○ 様、

新たな借りて人が ○○○○ 様です。

別添の表4ページ、整理番号26番もありますが、親子関係です。

所在地は、大字大草野 垣内 ○○○番、地目は田、

面積は1,010㎡です。

利用権は、使用貸借権、期間は4年8ヶ月です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権の移転、転貸について 整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表7ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

議 長

お諮りします。整理番号1番から3番について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。

整理番号1番から3番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表7ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分、整理番号1番から3番について です。

貸し手人は、鹿島市の ○○○○ 様 外2名様
借り手人は、農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様
外1名様

所在地は、大字谷所 二本柳 ○○○番 外2筆
地目はすべて田、面積の合計は4, 155㎡です。

利用権はすべて賃借権、期間は6年5ヶ月から20年で、すべて新規です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に定められる
各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは中間管理機構を通した利用権設定について、整理番号1番から3番
について質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号1番から
3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願い
します。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構を
とおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から3番については、原案
どおり承認することに決定しました。

議 長

.....
続きまして、整理番号4番については、借り手人が、農事組合法人○○○○
代表理事 ○○ 委員となっていますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第
20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に入室・着席
ください。

(○○委員退室)

議 長

整理番号4番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

整理番号4番です。

貸付人は 宮ノ元の ○○○○ 様、
借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 関東一 ○○○番、 地目は田、
面積は、1, 974㎡

利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は4年5ヶ月で、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に定められる
各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、

譲受人は 後継者の ○○○○ 様、

所在地は、議案書12ページ、別紙①をご覧ください。

大字谷所 一本柳 ○○○番 外6筆、地目は田と畑、

田の面積は7,001㎡、畑の面積は244㎡、田畑合計で7,245㎡

譲渡理由は親子間による生前一括贈与です。

図面は18ページから19ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 下岩屋2区の ○○○○ 様、

譲受人は 下岩屋1区の ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 原ノ前 ○○○番、地目は田、

面積は383㎡です。

理由は農業経営の効率化のため ということです。

売買価格は、反当たり1,044,386円、全体で400,000円です。

図面は20ページから21ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許

可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
議案書11ページ、整理番号5番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 大村市の ○○○○ 様、
譲受人は 峰川原の ○○○○ 様、

所在地は、大字吉田 ^{まつこびら} 松小平 ○○○番、地目は田、面積は685㎡。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり72,993円、全体で50,000円です。
図面は22ページから23ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号5番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
整理番号6番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 福岡市の ○○○○ 様、
譲受人は 峰川原の ○○○○ 様、
所在地は、議案書13ページ、別紙②をご覧ください。
大字吉田 松小平 ○○○番 外8筆、地目は田と畑、田の面積合計は
2,682㎡、畑の面積は2,046㎡、田畑合計で4,728㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり84,602円、全体で400,000円です。
図面は24ページから27ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号6番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

次に、議案書30ページから31ページ、整理番号2番から5番について説明致します。

譲受人は 福富の ○○○○ 様 外3名様

所在地は、大字五町田 千堂 ○○○番 外5筆、地目はすべて畑、面積の合計は 711㎡です。

農地区分はすべて第2種農地、用途目的もすべて一般住宅です。

事由は、現在アパートに住んでおり、子供の成長により手狭となったため、申請地を一般住宅用地として転用したい とのこと。

売買価格は、整理番号2番は、反当たり9,068,234円、全体で1,018,000円です。

整理番号3番は、反当たり20,415,162円、全体で5,655,000円です。

整理番号4番は、反当たり19,736,842円、全体で5,250,000円です。

整理番号5番は、反当たり18,428,571円、全体で1,032,000円です。

図面は33ページから42ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

馬場みどり委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

場所は、JAの資材センター付近で、住宅が4軒建つそうです。進入路がないため、○○○○さんが進入路を作る。突き当たりから周りは水路がありますが道の横に排水溝を設けるといことです。入り口の半分は宅地となっており、宅地と申請地の両方、転用申請をお願いしたいといことです。2番ですが、一般住宅ですが、南側道路べたに3軒計画されて、ここも宅地と同時利用での申請となります。3番ですが、別に問題ないと思ひます。それから5番ですが、北側の一番奥となりますが、ここも宅地と畑といろいろ混ざっています。同時利用として申請されています。よろしくお願ひします。わかりずらかったでしょう、よろしくお願ひします。

議 長
班 長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

いすべて、馬場委員さんが説明され、別に問題ないと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番から5番までについては、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番から5番までについては、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定

しました。

議 長
事務局

次に、議案書31ページ、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
整理番号6番です。

譲渡人は 鍋野の ○○○○ 様、

譲受人は 三坂の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{しろうがたに} 四郎ヶ谷 ○○○○番 外2筆、地目はすべて畑、

面積の合計は、4, 217 m²です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、残土捨場 です。

事由は、申請地は休耕地であり、山林の谷間に隣接する農地であり土捨場として盛土計画を行うにあたり、同時利用地の山林・雑種地・原野(10,060 m²)を含み、残土捨場 として転用したい ということです。

東は畑・山林、 西・南は山林、北は山林・畑 です。

売買価格は、反当たり237, 135円、全体で1, 000, 000円です。

図面は43ページと44ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

現地は茶畑だったんですが、荒地となっており右側に茶畑がありますけど、あの辺が尾根になっていて右側が谷になっているところです。茶畑もほとんど無く、現地審査の時、近くにいたのですが来れなく現地は見えておりません。でも十数年前はお茶を作っておられましたけど私も何回かいったことがあります。盛り土して残土処分とするとの計画ですが、下流側に長尾ため池がありますので、そこだけは用心して頂き、土砂の流入となりますので計画では、沈殿池がありますがよろしくお願いします。

議 長
班 長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

前は車が通る道があったらしいですが、今は荒れていて道がなくドローンで確認しました。植松委員が説明されたとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長
地域担当

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

予定では、何万m³入りますか。

分かり次第いいです。あと搬入経路として、たぶん、ため池の上のコンクリート舗装を通り、山のほうに入られるのじゃないかと思いますが、その辺が舗装の様子が10cmくらいだと予想され、頻繁に通ると痛むと思いますので、その辺のご配慮をして頂ければと思います、以上です。

事務局

搬入土に関しては、もう一度確認しますが3万m³位だと思います。確認します。また、先程、立会ができなかった件について、待ち合わせ場所をこちらが連絡しておらず申し訳ございませんでした。それと植松委員が言われました通り、コンクリート舗装を通して、山の方に進入するとい聞いてました。

実際今、草と木がいっぱい立っており、ある程度切ってもらって確認した方がいいとおもい、形がぜんぜん見えない状態でありますので、再度確認したいということは〇〇の方に伝えたいと思います。それで、計画の図面を見ますと沈砂地を設けて、ため池の方に流入するとなっておりますけど、実際、切ってもらってから確認してもらおうように伝えたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 県に行く案件でありますので、その辺調べてもらうように。
他にありませんか。

委員 「[無し。]」と呼ぶ者あり。」

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番です。

譲渡人は 下宿の 〇〇〇〇 様、外1名様

譲受人は 大町町の 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 一本杉 〇〇〇番 外1筆、 地目はすべて畑

面積の合計は1, 086㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は宅地分譲です。

事由は、申請地は現在休耕地であり、今後耕作の見通しもない。近くに商業施設等もあり住環境もよい。今回の宅地分譲は集合住宅用地として販売し、2階建ての1棟若しくは2棟の計12～14戸の集合住宅及び20台前後の駐車場用地として転用したいということです。

東は畑、 西は宅地・雑種地、 南は道路、 北は宅地 です。

売買価格は、反当たり6, 187, 845円、

全体で6, 720, 000円です。

図面は45ページと46ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 植松委員、地域担当委員としての説明、報告をお願いします。

地域担当 お茶が大きくなっているところで、ここにアパートを建てるということです。下水道も通って整備されており、雨水関係がちょうど写真では見えていませんが、道の真ん中付近に区で設置された枡があって、流す予定となっております。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

班長 今、植松委員がおっしゃれたとおり、問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号8番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 温泉4区の ○○○○ 様

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番

地目は畑、面積は196㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在アパートに住んでおり、子供の成長により手狭となったため申請地を一般住宅用地として転用したい ということです。

東は宅地、西は道路・畑、南は畑・宅地、北は道路・宅地 です。

売買価格は、反当たり39,326,531円、

全体で7,708,000円です。

図面は47ページと48ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

地域担当

山口智佐代委員、地域担当委員及び班長としての説明、報告をお願いします。

近くには、病院、コスモスがあり、区画整理地内でもありますので問題ないと思います。ただ、裏の方にはブロックを積み崩れないようにお願いしております。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

事務局

次に、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

議案書32ページ、整理番号9番です。

譲渡人は 西吉田の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく西吉田の 有限会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 大久保 ○○○番、地目は畑、

面積は、626㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場です。

事由は、当社は建築・土木の全般で鉄筋の加工及び配筋等を業としていますが、資材置場が狭く不足しているため転用したい ということです。

東は道路・畑、 西は雑種地、 南は雑種地・畑、 北は宅地 です。

売買価格は、反当たり479, 233円、全体で300, 000円です。

図面は49ページと50ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口安則委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

資材置場ということで、周りに迷惑をかけないということで、承諾をいただいております。別の問題ないと思います。

議 長

次に、生田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

山口委員がおっしゃられたとおりです。〇〇〇〇さんも若い人になるらしく問題ないと思います。

議 長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

生田さん、山口委員が言われたように問題ないと思います。どうかよろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号10番です。

譲渡人は 大野原の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 福岡市の 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 〇〇〇番、地目は山林（現況：畑）、

面積は、3, 642㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、現在休耕地であり、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は山林・畑、 西は雑種地、 南は地区外、 北は道路 です。

売買価格は、反当たり823, 723円、全体で3, 000, 000円です。

図面は51ページと52ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

